

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第23号）（子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い，規定を整備しました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第23号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)